

起案用紙（委員会記録用）

（1号）

議 長	委員長	事務局長	局長補佐	係 長	担 当	合 議	文書取扱主任
起 案 日	令和 7 年 8 月 7 日			処理区分	☐ 重要 ☐ 至急 ☐ 例規 ☐ 公示 ☐ 議案 ☐ 秘		
決 裁 日	令和 7 年 8 月 15 日			保 存	☐ 永 ☒ 10 ☐ 5 ☐ 3 ☐ 1 ☐ 即廃		
登録番号	7 四 議 第 239 号			公 開		非公開理由	
分類番号	04－02－01			☒ 公開 ☐ 一部公開 ☐ 非公開 ☐ 時限非公開（ 公開）		四万十市情報公開条例第 9 条に該当 （ ）	
簿冊番号	04 — 03						
委員会名	総 務 常 任 委 員 会			会議年月日	令和 7 年 8 月 5 日（火）		
				会 議 時 間	9 時 55 分 ～ 11 時 55 分		
出席 委員	委 員 長 廣 瀬 正 明			委 員 上 岡 正			
	副 委 員 長 澤良宜 由 美			委 員 上 岡 真 一			
	委 員 川 村 一 朗			欠 席 委 員			
	委 員 平 野 正						
その他	議 長 宮 崎 努						
	委 員 外 議 員 寺 尾 真 吾						
執行部 出席者	地震防災課長 安 岡 栄 治						
	地震防災課長補佐 山 崎 剛						
	財政課長 竹 田 哲 也						
	財政課長補佐 兼管財契約係長 上 岡 史 卓						
	企画広報課長 武 田 安 仁						
	企画広報課 施設活用推進室長 田 邊 秀 樹						
	選挙管理委員会事務局長 濱 田 武						
事務局	事務局長 原 憲 一						
	事務局長補佐 岡 村 むつみ						
記 録							
令和 7 年 6 月 定例会において、継続審査となっている調査事項 3 件及び報告事項 2 件について委員会を開催しました。その概要については以下のとおりです。							

■委員長挨拶により開会。

■まず、所管事項調査ア「津波避難タワーの環境改善の進捗について」地震防災課から説明を受け調査を行った。

【説明：安岡地震防災課長】

現在2箇所3基の津波避難タワーの避難スペースに冬期の環境整備について三つの方法を検討した。①屋根・壁を増設する方法 ②一つは雨除け(テント取外し可)を設置する方法 ③避難後にテントを設置する方法 ①と②は既存の避難タワーに柱や梁を常時設置するもので、津波避難タワーの高さが増加する場合はその他構造物として確認申請が必要になる。構造計算をして既存タワーの基礎、部材の補強・更新を要する可能性が高く事業費が増大することが見込まれる。業者に聞いたところ、構造計算のみでも1カ所当たり100万円程度かかるとのこと。③は構造物ではないため、構造計算は必要ない。地元の区長、自主防災会長に「ワンタッチ簡単テント」による雨風対策を提案したところ、地元としても確認申請がいるような改善は求めているということでテントによる対応に理解を得られた。また避難訓練を通じテントを設置することで必要な避難環境を整えていくという意見もいただいた。テントの整備について令和8年度から段階的に予算化していきたい。

【質疑：上岡真一委員】

テントは意味がない。雨風だったらいい。真夏だったら逆に熱中症になる。いろいろ考えて対応してもらいたい。

【答弁：安岡地震防災課長】

避難スペースにしっかりと暑さ対策をして、一定期間滞在ができるようにするということになると膨大な事業費が発生するようになる。それをすぐに整備をするということは不可能なので、現時点で対応できる方法を検討したところテントということになっている。なお引き続き暑さ対策、雨風に関してもより良い方法がないか可能性について検討をしていきたい。

【質疑：上岡真一委員】

議会の答弁で他市を参考にしてとか建築基準法に照らしながら調査していくとか答弁があったが、近隣の黒潮町でできている。なぜ四万十市ができないのか。なぜ必要なことにお金を使わないのか。今後テントの予算が出てきても自分は絶対に賛成しない。

【答弁：安岡地震防災課長】

我々も費用に何の制限もなければよりよいものを整備したいという気持ちはある。ただそれが思うようにできないというのが現状であるので、現状の中で対応可能なことに取り組んでいきたいというふうに考えている。

【意見：上岡真一委員】

調査は以上にするが、今後これが予算化された議案には100%反対する。

【質疑：上岡正委員】

限られた財源の中で今の対応をという話であったが、逆に冬はテントがいい。夏はサイドを開けられるようにして風を入れられるようにする工夫はできないか。

【答弁：安岡地震防災課長】

当然できる対応はしていきたいと思っている。今話があったテントに対する工夫や、空調までとはいかないが扇風機であったりとか、冷風機であったりとか。発電機は整備しているのでそういった工夫はしていきたい。空調については体育館でも整備できていない状況なので、しっかりと優先順位を見極めながら検討していきたいと考えている。

※他に質疑なく終了

■次に、所管事項調査イ「市有地の個人や団体との貸借状況について」財政課から説明を受け調査を行った。

【説明：竹田財政課長】

各課に問合せした結果について報告する。貸付もしくは使用許可をしているものは全庁で182件。個人法人の内訳は個人が34件、法人が148件になる。有償無償の内訳は有償が151件、無償が31件となっている。無償は集会所用地15件、誘致企業の敷地1件他公共団体・公共事業15件。期間は1年から5年で利用状況に応じて年数を決めている。期間終了後の更新については所管課の方で相手先と協議して更新するかどうかの確認をするようにしている。管理許可についてもそれぞれの所管課で行っている。資料にはないが、川村議員から貸付している人が亡くなった場合にもそのままになっていることがあるので

はないかという質問を受けていたが、各課に確認したところ現状でそういうケースは確認できなかった。財政課所管の分で昨年貸付相手が亡くなったということがあったが、相続人から連絡をもらい今はその人に貸付という形にして使用料も納めていただいている。

【質疑：上岡真一委員】

集会所に無償で貸すというのはわかる。公共事業に無償で貸すというのはどういう理由か。

【答弁：竹田財政課長】

福祉施設とか、介護施設とか公共のために使用している場合。具体的には社会福祉協議会、大宮地域振興協議会等がある。

【質疑：上岡正委員】

この資料は本当に正しいのか。電柱68本とあるが、私だけでも50本貸している。これだけ市道がある中で68本は本当に正しいのか。それをまず問いたい。

【答弁：竹田財政課長】

契約とか許可単位の件数なので、まとめて許可している場合もある。本数ではない。

【質疑：上岡正委員】

本数ではなくて68箇所ということか。NTT管理の分と四国電力管理の部分があると思う。

－小休－

－正会－

【廣瀬委員長】

なかなか調査が進まない状況にある。もう少し詳しく調べてもらったうえで継続調査の方法もあると思うが。

【質疑：上岡正委員】

誰が調査項目にあげたか知らないが、公平に貸せているのか、抜けがないのかお金がもらえるのにもらえていないものがないのか、そういうことが知りたい。だから電柱だったら何本、支線が何本というようなもう少し正確な数字が知りたい。

【答弁：竹田財政課長】

財政で貸している1件の中に本柱が12本、支線柱が2本、支線が16条というものがある。それが一つの許可としてある。そういうものがたくさんある。68本でなくて68許可ということになる。

【質疑：上岡正委員】

そういうことであれば、まちづくり課の管理している道路が1件、公園が1件と数えて、それが全体で68件になるという解釈でよいということで理解した。財政課が貸している電柱で四国電力とNTTがあると思うがそれも1件か。

【答弁：竹田財政課長】

使用許可でしている分が四国電力とNTTで1件ずつ、貸付でやっている分も同じく1件ずつ。

【質疑：川村一朗委員】

調査項目にあげたのは私。住宅の敷地15件とあるが、全て人は住んでいるのか、実際にはいないというものはないか。また住宅が建っているとなると20年、30年ということになると思うが、契約期間について1～5年の中でどうさび分けしているのか。集会所用地について、建物込みなのか、土地だけなのか、住民の負担はないのか。即答しなくてもよいが調べてもらいたい。

【答弁：竹田財政課長】

冒頭にも言ったが管理は各課が行っている。一覧表はあるが個別のことになると各課に問い合わせてみないとわからない。後日でかまわないのでこういうことが聞きたいということを先にお聞きしたうえで答えさせてもらえれば助かる。

【意見：上岡正委員】

無償貸付の部分についてその理由も付けて資料を委員会に提供してもらいたい。

【答弁：竹田財政課長】

全てというものもなかなかなので特に無償貸付のものについてその理由も付けて資料を出すということにしてもらえればと思う。

【意見：上岡正委員】

無償貸付している理由、公共目的というのはわかる。その条例等の根拠もあわせて示してほしい。その時々課長の判断でやられていたのではたまたまのものではない。

【答弁：竹田財政課長】

確認させていただくが、そのうえで更に突っ込んだことを聞かれると、担当課でなければわからないことが出てくるのでそこは了承していただきたい。

【意見：宮崎議長】

論点がちらばっている。個々に無償のこととか、電柱のこととかそれぞれにいろいろ言っているが、まとめないと財政課も回答できないのではないかな。一度整理した方がいい。

【意見：上岡正委員】

議長の言うとおりの。本日の資料が本当に正しいのかが1点、無償で貸している公共事業の15件も他にもっとあるのではないかな、これが本当に正しいのか。15件がどこなのか。

【答弁：竹田財政課長】

無償の部分については詳細なものを出させてもらう。ただ資料が正しいのかどうかということについては、初めに言ったように各課に問い合わせ集計したものになるので、財政課としては正しいと思っている。抜けがあるかどうかまではチェックできていない。

【質疑：上岡正委員】

この資料には市営住宅は入っているのか。

【答弁：竹田財政課長】

あくまで土地を貸している場合という集計なので市営住宅は入っていない。

【意見：上岡正委員】

市営住宅も駐車場用地という土地がある。入っていないということはわかったが、そこらへんがこの資料からはわからない。

【答弁：竹田財政課長】

まず前提条件として普通財産、それから行政財産の余裕のある部分、今使っていないところは貸すことができることになっているので、そういう土地の貸付についての集計になっている。市営駐車場とか行政目的に使用しているものについては入っていない。

【意見：上岡正委員】

説明がちぐはぐではないか。行政財産は入っていないと言っていたが、電柱の使用許可を出している市道も公園も行政財産だがこれに入っている。

－小休－

－正会－

【意見：川村一朗委員】

まずこの件は継続調査にしてもらいたいということと、土地を貸している、その裏山の上の木がもう危ない状況になっている。その対応は土地を貸している市がすべきなのか、家に住んでいる人が管理すべきなのか、そのさび分けも教えてもらいたい。

【意見：上岡真一委員】

自分の質問は無償貸付している公共団体名と、無償とした理由、ただそれだけ。

【廣瀬委員長】

再度質問をまとめたいと思う。

①個人に貸している土地の裏山に危ない木がある場合の対応

②無償の公共団体に貸している団体名及びその理由

その他、これが聞きたいということがあれば整理するので出していただきたい。

【意見：上岡正委員】

この資料が正しいのかどうか再度確認していただきたい。

－小休－

－正会－

【廣瀬委員長】

あらためて質問を整理する。

①個人に貸している土地の裏山に危ない木がある場合の対応

⇒一般的な回答でかまわない。どこのことか川村議員からは示されず一般的な回答でよいとのこと。

②無償で貸している公共団体の団体名及びその理由

③本日の資料が正しいのか再度確認

④住宅の敷地として貸付しているところの居住実態と賃貸借期間の基準について

⑤丸の内の河川上の住宅出入口の利用許可の状況

⇒あくまで使用許可を出している部分についての状況。使用許可を出しておらず占有させている場合の理由についての調査は産業建設常任委員会の所管。

以上の項目についての確認をお願いするということで、継続調査の形にしてよろしいか

(異議なし)

それでは、「市有地の個人や団体との貸借状況について」は、継続調査ということで、本日の調査は終了する。

■次に、所管事項調査ウ「大学誘致断念に伴う補助金返還・損害賠償請求訴訟の進捗状況について」企画広報課から説明を受け調査を行った。

【説明：武田企画広報課長】

訴状は裁判所より被告である学校法人に送達され、7月31日付で被告より訴状に対する答弁書が提出されている。また市長交代に伴って、6月18日付で原告代表者の変更手続きをしている。今後の予定としては、裁判における争点や証拠を整理する弁論準備手続きを8月15日にウェブ会議で行うことになっている。

【質疑：上岡正委員】

被告から提出された答弁書の内容は明らかにできるか。

【答弁：武田企画広報課長】

答弁書というものは原告の主張に対する反論ということになるが、その主な点について答弁する。まず、四万十看護学部の構想については、大学を誘致したいという原告である市の強い要望を受けて検討してきたものであるということ、それから補助金交付決定を取り消した理由が要件を満たすことができなかったということにしてあるが、各種認可等を受けるための期限が付されていないという主張。根本にあるのは、補助金返還・損害賠償請求ともに否認ないし争うということ。それから、これまでの経過から調査報告書の内容で文部科学大臣の認可を受ける見込みは十分にあったというもの。それから原告が損害とする旧下田中学校の改修工事、旧中医学研究所の改修工事については、原告の所有する建物に実施したものであり、その価値は原告に帰属している、また原告は当該資産を有効活用することを進めており、そういった改修工事を損害として認めることはできない。概ねそういう内容になる。

【質疑：上岡正委員】

気になることがある。市長が和解を匂わす発言をしている。裁判も始まってない段階で私はあり得ないと思う。市長はいないが担当課で答弁できることがあれば。

【答弁：武田企画広報課長】

裁判の手続きで提訴からはじまって口頭弁論、その次に判決あるいは和解ということになるのはご承知のとおり。だから和解の可能性はゼロではないということはいえる。それはそれとして、市の考え方としては議会でも答弁するように、まずは弁護士と一緒にあって弁護士から求められる資料を作成し、市の主張が認められるように努めていくということが基本的な姿勢になる。

【質疑：上岡正委員】

心配しているところがある。下田中学校の工事に伴う損害賠償金2,000万円が損害賠償請求の中に含まれているが、これは判例もない中で工事費の10%が利益ということで法人にも相談せず決めた金額。そこは被告からの反論にもないようだが、損害賠償請求額の中に含めたことは正しかったというふうに思っているか。

【答弁：武田企画広報課長】

含めるか含めないかの協議もしっかりと弁護士と相談してさび分けしているので、それを含めるべきものであると今でも整理している。

【質疑：上岡真一委員】

ウェブ会議は公開か非公開か。

【答弁：武田企画広報課長】

原則非公開。

【質疑：上岡正委員】

第1回公判はいつ頃になる見込みか。

【答弁：武田企画広報課長】

現在のところ決まっていない。

【質疑：上岡正委員】

7億余りのお金になるので、できるだけ早く有利になるように進めていただきたい。2人の弁護士にそのことをお願いしたいが。

【答弁：武田企画広報課長】

議会からそういったご意見があったことは早速弁護士に伝える。

※他に質疑なく終了

■次に、所管事項の報告ア「下田小学校の高台移転について」企画広報課から報告を受けた。

【説明：武田企画広報課長】

前市長から現市長に下田小学校のみ高台移転する方針が引き継がれており、これを受けて山下市長が地域住民の意見を聞いたうえで最終的に判断するというのでこれまでも報告してきたが、その取組について報告する。協議の経過としては、6月8日に下田地区全体の住民を対象とした意見交換会、7月24日に下田小学校のPTAの方々に市の方針を説明する意見交換会、そして昨日8月4日に下田小学校区の住民を対象とした意見交換会を開催し、市の方針を説明した。7月24日と8月4日に説明した市の方針は、下田小学校の校舎のみ高台移転するというものである。今後については、9月議会に下田小学校の校舎のみ高台移転する実施設計費用の補正予算議案を上程する予定としている。その補正予算が議会で認められれば、今年度中なるべく早期に着手し早期の完成を目指していく。

【質疑：上岡正委員】

私も昨日の意見交換会に行っていた。説明を聞いていて1点疑問に思ったことがある。元々は保育園も上げる予定であったが、その時には1階が保育園、2階が小学校、3階が地域活性化のために使うという計画であったと記憶している。それが話を聞くとすべてを小学校で使うというふうになっている。小学校の生徒も減っている中で、どうしてそういうことになったのか。

【答弁：武田企画広報課長】

当初の計画は小学校と保育所との合築であったが、その内容は1階の一部を保育所、残りの1階と2階、3階は全て小学校とするというもので、地域活性化施設を現地で整備する計画は当初からなかった。合築についても工夫する中でそういう計画としていたが、保育所の高台移転がなくなったので、3フロアとも小学校として適切な諸室をそれぞれ配置したということになる。

【質疑：上岡正委員】

昨夜の意見交換会では、9月議会で補正予算が承認されれば、令和10年4月から小学校を高台に移転できるようにするという説明があったが、住民からのそんなにかかるのかという意見に対して、市長は1ヶ月でも2ヶ月でもできるだけ早急に移転できるように努力するというで終わったと思う。その整備スケジュールについて、あらためて委員会で確認したい。

【答弁：武田企画広報課長】

今想定しているスケジュールとしては、9月補正が成立したと仮定して入札準備をしたうえで11月中に実施設計を発注、適正工期を確保すると来年の8月か9月頃までの工期で実施設計を行う。その途中で一定工事費の概算についても目途が立ってくると思われるので、9月補正で工事費の補正予算を計上し審査をいただく。工事の入札は年内ぐらいに行い、額によっては仮契約、議決などの手続きを経て、適正工期を確保する中で、令和9年度中に完成、令和10年4月1日の開校を想定している。

【質疑：宮崎議長】

ちょっと記憶にないが、これは基本設計はやっていたのか。

【答弁：武田企画広報課長】

やっていない。

【質疑：宮崎議長】

少し心配なところがここ数年のすごい資材費等の高騰。学校なので基本的な割り振りで特に変わった設計にはならないだろうが、基本設計をしてこれほんとに進めていいのかというところを検討できた方がいいのではないのか。今の概算の費用が実施設計をしたら2億とか3億増えるとなった場合、はたして審査できるのかという心配がある。

【答弁：武田企画広報課長】

今事務レベルで見積もっている事業費の概算は約5億1,000万円程度。工事費については実施設計をやってみないとどういう数字が出てくるかはわからない。今後議案審査をお願いする段階で、精査できるところは精査してもらい、そういう可能性もあるということも含めて説明をしながら審議をお願いしていくことになると思う。

【廣瀬委員長】

寺尾委員外委員より発言の申出があるが許可してよろしいか。
(異議なし)

【質疑：寺尾委員外議員】

昨日の意見交換会でできるだけ早くという市民の声に対して、市長は安全面を確保したうえでできることがあればやりたいという話であった。今回基本設計を飛ばして実施設計から着手するということが、そのことが安全面を確保するということに対して問題はないのか。

－小休－
－正会－

【答弁：武田企画広報課長】

既に一部改修工事が終わっており、箱物として仕上げる段階。また学校の仕様でもあるので、建築基準法や一定の基準に基づいて実施設計を行うということになるので、基本設計は必要ないと考えている。

※他に質疑なく終了

■次に、所管事項の報告イ「第27回参議院議員通常選挙の結果について」選挙管理委員会事務局から報告を受けた。

【説明：濱田選挙管理委員会事務局長】

7月20日執行の参議院議員通常選挙の結果について、投票率は前回よりも10ポイントほど上がっている。期日前投票は前回と同様幡多農と中村高校で実施した。選挙日が7月であったということもあり、18歳になっている生徒自体が少なかったためあまり投票者数は多くなかった。フジグラン四万十での投票者数は1,071名と一定市民に定着してきているものと思われる。期日前全体の投票率は32.38%だが、投票者数に占める割合では51.35%となり、約半数の方が期日前投票をされたということになる。年代別の投票率についても全体の投票率が上がっているため、前回令和4年の参議院選挙と比較して全ての年代で上がっている。今回から子供連れ投票の啓発として、同伴した18歳未満の者に、観光協会で作成したキャラクターのシールを配布した。また、今回の選挙で一度発表した開票結果を訂正するというミスがあった。原因は事務局が集計する際に数字の取り違えをしたため。同じようなミスが起こらないよう再発防止に努めていく。

※他に質疑なく終了

■次に、管外視察について協議を行った。

－小休－
－正会－

【廣瀬委員長】

管外視察については、広島県三原市及び山口県岩国市とする。

■その他の所管事項調査について

【廣瀬委員長】

その他の所管事項調査については、引き続き閉会中の継続調査の申出を行うものとしてよろしいか。
(異議なし)

その他の所管事項調査については、引き続き閉会中の継続調査の申出を行うものと決した。

－小休－

－正会－

■委員長報告の作成を正副委員長に一任し、委員会を終了した。